

令和6年第3回定例会にあたり公明党議員団の立場で一般質問を行います。

質問は通告順に、その他で同性カップルの事実婚、同性婚について、うかがいます。

区長並びに理事者の皆様には前向きなご答弁をお願いいたします。

始めに、「西武新宿線沿線まちづくりについて」うかがいます。

8月26日に野方区民ホールにて、2024年「西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟」の決起大会が開催されました。2004年に期成同盟が結成され、今年で20年、この間、私もずっと開かずの踏切解消のために、期成同盟に係ってきました。期成同盟の決起大会を開催するにあたり、大野会長を始め、多くの皆さまのご尽力により、無事に成功したことを感謝しています。長い活動の中で一時コロナ禍では、開催が出来ない時期もありましたが、工夫を重ね、地域の声を、国、東京都、西武鉄道に届ける重要な役割を期成同盟は、担っています。

(1) 毎回、工夫を重ねていることとは思いますが、今回の期成同盟の決起大会と決議文については、特に力を入れられたことは何だったのか、これまでとの変更点について、お聞きします。

決起大会では、会場のスクリーンを使用して、西武鉄道株式会社で作成された「新宿線中井～野方駅間連続立体交差事業 2023 年度工事動画」が上映されました。工事動画が上映されたことは、工事の進捗状況を分かりやすく、伝えるために効果

的であったと感じます。しかし、一方で、工事の進捗状況が捗々しくないようにも見受けられました。連続立体交差事業の遅れについては、令和5年第4回定例会の特別委員会にて、「事業における未取得地が原因で工事の遅延につながるということはないか」「現在行われている鉄道シールドに支障となる中野通りの下の移設工事が遅れの原因になることはないのか」などの確認をさせて頂いています。

(2) 中野通りにおける下水管移設工事の完了予定時期はいつか。また、現段階での地下化工事の遅れの原因は何なのか、現在2027年3月完了としている地下化工事がさらに遅れる心配はないのか、うかがいます。

(3) 先日、公明党議員団の中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会メンバーで、「西武新宿線地下化を求める連絡会」の皆さんと懇談をさせて頂きました。同会の連絡会ニュース号外の「沼袋第4号踏切は通れなくなります」との記述に、近隣住民から不安の声が届いていることをお伝えすると、連絡会の皆さんも区からの正しい情報を求めていることが分かりました。車両の通行は難しいようですが、歩行者・自転車の通行は可能にすべきであります。また、車両においても第3号踏切の位置などへの誘導により通行が可能であると考えます。「沼袋第4号踏切の踏切除却と代替の通行計画について」、踏切除却後の沿線のまちづくりを担う区が責任をもって、住民に説明をすべきです。沼袋第4号踏切除却と代替の通行計画の在り方について、説明を求めます。

(4) また、同会のニュースでは、「野方第1号踏切も含めた踏切除却を区は求めている

る『中野区の案では、踏切は除却されるが北側にも南側にも多くの立ち退きが生じる』『全ての踏切をなくすには、立ち退きが最低限になる複線シールドの地下化が最適』との記述があります。これまで、野方以西の連続立体交差事業の構造形式について、度々質問を行っていますが、区は、「野方以西の連続立体交差事業は高架化が優位性がある」と繰り返し述べられています。高架化が有利であるとの理由をご説明ください。

(5) 加えて、野方駅第一号踏切除却を含めた検討状況はどうなっているのかをうかがい、この項の質問を終わります。

次に、災害対策について、うかがいます。

(6) 国の中央防災会議は、6月、国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画の修正を決め、能登半島地震で高齢者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に「福祉的な支援」の必要性を明記しました。指定避難所の保健衛生環境の整備が必要で、特に快適なトイレ環境の整備を求めています。また指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え「簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー」を明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請しています。首都直下地震などの大規模災害が起きた場合に、トイレが不足する事態に備えようと、品川区では公明党議員団の推進により、水洗トイレを備えたトラック、「トイレカー」を導入することを23区いち早く決めました。「トイレカー」はタンクから給水できる水洗トイ

レと太陽光発電を備えたトラックで、ことし1月の能登半島地震の被災地では断水や停電が続き、トイレ不足が問題となる中、各地から派遣されて、活用されました。調布市でも、個室の洋式トイレに加え、車いすの人や人工の肛門やぼうこうをつけたオストメイトの人のための設備も備えた大型の「トイレカー」を、来年1月末に導入することを目指していて、災害時以外にもイベントなどで活用するということです。中野区でも「トイレカー」の導入に向け早急に取り組むべきと考えます。区の見解を求めます。

(7) 近年、台風や豪雨など、風水害による被害が増加傾向にあります。本年、8月にも大型の台風が上陸するとの予報に、中野区でも被害を最小限にとどめるために準備を進めていました。とりわけ、子どもたちを預かる保育園などの子ども施設では登園を可能とするのか、閉園を決断しなくてはならないのか、判断するのも非常に難しく慎重でなくてはなりません。現在、台風時の保育園、幼稚園など、子ども施設への閉園基準や災害情報の提供については、どのようになっているのでしょうか。昨今の風水害の増加に備え、情報提供や連携の在り方を見直す必要はないのでしょうか。お聞きします。

(8) 保育園各園が作成するBCPについて、2020年11月に示された「中野区私立保育園事業継続計画」は、(震災)のみの対応であり、台風などの(風水害)への対応がされていません。また、エッセンシャルワーカーと呼ばれる仕事に従事する保護者も多く、保育園の職員自体もエッセンシャルワーカーでもあります。新た

な課題に対応できるように保育園における BCP の基準を見直すべきではないでしょうか。ご見解をうかがいます。

(9) 先日、隣接する持ち主不明の空き家の屋根の瓦が敷地内に落下してきたという方からご相談がありました。既に、住宅の敷地内に瓦が落下していることから台風の際には、窓ガラスなどが瓦で割られるのでは、と不安を抱えているとのことでした。実際には台風が中野区を直撃することはなく、被害には及びませんでした。対応策が必要であると改めて感じました。管理不全の空家対策について、近隣住民からの相談が増加傾向と聞いています。今後は、自治体の責任も問われる可能性があるのではないかと考えます。令和5年12月に改訂された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、相続放棄、所有者不明・不在の空家への対応を市区町村が裁判所に「相続財産清算人」の選任を請求し、修繕や処分を実施することが出来るとされています。管理不全空家について、都市基盤部長を中心とした空き家等対策会議にて、指定基準を明確にし、持ち主のいない管理不全空家に対する区の対応策を明確に示す必要があるのではないのでしょうか。うかがいます。

(10) さらに、市区町村長から勧告を受けた特定空家の敷地について固定資産税の住宅用地特例を解除することが出来ることとなっています。特定空家の認定等を行うための専門家による協議体を設置し、対応策を検討するべきではないでしょうか。ご見解をうかがいます。

この項の最後に、学校の猛暑対策について、うかがいます。

この夏も昨年同様に記録的な猛暑となり、区では連日のように熱中症にご注意をと区民に猛暑対策を呼びかけています。7月には、文部科学省から「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」の通知があり、学校プールの管理が教職員の過度な負担になっていることが記されています。

(11) また、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」令和6年4月に追補版が発表されています。中野区のガイドラインは、文部科学省の手引きに即したガイドラインに改められているのでしょうか。うかがいます。

(12) 暑い夏に、涼をとれるはずの学校プールでは水温が上がり、利用のできない日が続いています。気温35℃以上、WBGT(暑さ指数)31℃以上は原則運動中止、屋外プールの目安として、水温+気温が65℃以上の時には適さないとのことですが、近年の屋外プールでの水泳指導の状況はどうなっているのでしょうか。暑さにより、学校プールを利用できなかった状況はどうなっているのか。授業時間の確保は出来ているのでしょうか。また、夏季休暇中の学校プールの開設状況について、現状をお聞きします。

(13) 既存の学校プールでは、日除けの設置など猛暑対策が十分とは言えない状況です。学校プールの効果的な猛暑対策について、どのように検討されているのか。うかがいます。

(14) 文部科学省が令和2年に示した「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」では、①学校プールの共同利用、②公営プールの利用、③民営プールの活用に分類した上で、それぞれ特徴的な事例が紹介されています。中野区でも、区内の温水プールを活用した「学校プール集約化」について検討すべきではないでしょうか。

お考えをうかがい、この項の質問を終わります。

次に、物価高騰対策について、うかがいます。

消費者物価指数は上昇を続け、物価高騰による影響は区民生活や区内事業者等に深刻な影響を与え続けています。区はこれまでも国や都と連動した対策、或いは独自に、家計への影響が大きい世帯への支援や、原材料の高騰などから工事事業者を守るなどの物価高騰対策を行ってきました。今後も積極的な対策を講じることを求めるとともに、今般、区内の事業者の皆様や区政を支える団体の皆様との懇談の中で、新たな対策が必要と痛感することがありましたので、お尋ねしていきます。

まず、産業融資制度について伺います。区は産業融資制度を今年度再構築しましたが、区内経済団体の皆様からは、もう一步踏み込んで板橋区が行っている「経営安定化特別融資」のような、対象を広く金利や信用保証料の負担もない融資制度

を望む声が上がっています。区内事業者の多くは物価高騰の影響を販売価格へ転嫁することが難しいことに悩んでおり、同時に、今後見込まれる金利上昇等への懸念の声も聞きます。

(15) 板橋の制度を参考に、物価高騰対策として期間を限定した、多くの区内事業者  
に活用いただける新たな融資制度の構築を行うべきと考えます。ご見解を伺います。

次に、委託や補助・助成金についての対策について伺います。

区の契約において、工事については様々な物価高騰対策が講じられていますが、委託については十分とは言えません。また、区の事業に協力をいただく団体への補助金や助成金についても同様です。ここを早急に見直すべきであり、代表的なものを伺います。

ペットボトルの回収などについて東京都環境衛生事業協同組合と委託契約を結んでいますが、区契約における見積もり単価は、雇上単価の前年度をベースに行われていると聞きます。近隣区では現年度単価ベースでの委託契約が行われており、公契約条例を制定した区の姿勢とは思えません。

(16) 来年度以降の予算については、物価高騰の状況も踏まえた適正な価格での契約とすべきです。いかがでしょうか。お聞きします。

地域を支える中野区町会連合会の存在は、区にとって欠くことができないものであ



り、区が目指す協働・協創の一番のパートナーといっても過言ではありません。現在、町会・自治会に対し「地域自治活動及び区政協力活動に対する助成金」が支給されていますが、物価高騰の中、現行の額では活動が難しいとの声があります。

(17) 今年度180円から190円へと10円アップが行われたにもかかわらず、それでも増額の要望がある背景を調査し、今後の物価高騰の見込みも踏まえて、250円を見据えた見直しを行うべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

その他にも、様々な団体の皆様から物価高騰についての対策の声をお聞きしています。

(18) 来年度予算編成に向け、区発注の委託や、区の補助・助成制度について、適切に物価高騰分が反映されているかの総点検を行うべきです。また、先に伺ったペットボトルの回収など、今年度の契約についても物価高騰分の反映が十分とは言えないものについては、補正予算を組むなど積極的な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか、伺います。

この項の最後に、委託における最低制限価格について伺います。

中野区は、工事、委託発注ともに最低制限価格は非公表ですが、品質確保やダンピング防止の観点から工事入札については2022年度より最低制限価格の引き上げが行われました。しかし委託については変わっていません。委託は発注内容の幅が広く、受託事業者の工夫や努力により価格を抑制できるものもあれば、人件費

比率が高い、工事発注に内容が近いなど価格抑制が好ましくない、或いは困難なものもあります。

(19) 委託を請け負う事業者からは、物価が高騰の中で低い最低制限価格での競争は苦しいとの声もあり、委託内容ごとに最低制限価格の考え方の再検討を行うべきではないでしょうか。

伺って、この項の質問を終わります。

次に、終活支援について、うかがいます。

これまでわが会派では、成年後見制度、エンディングノートなど、終活に関する重要な施策の推進を求めてきました。しかし、終活相談については、区の担当所管が明確にはなっておらず、区民が自身や家族の終活に関する情報を相談したい、情報を得たいと思ってもどこにたずねれば良いのか分からない状況にあります。また、中野区においては終活支援に関する事業は、概ね社会福祉協議会が担っています。住民が安心して最期を迎えられるよう、自治体としてどのような終活支援ができるのかを本気で進める時が来ていると感じています。

(20) 区民が迷わず終活に関する情報を得られ、相談が可能となる窓口を新庁舎内に開設するべきではないでしょうか。区の見解を伺います。

窓口を開設することを前提に、終活支援に係る部署の連携、土業との連携が重要であると考えます。区では 現在、地域支えあい推進部で、ACP についても推進が図

られています。ACP は終活とも密接な関係がある施策であると考えます。

②司法書士会、税理士会、行政書士会などにも協力をいただき、地域包括ケアセンター等の関連機関が一堂に会したイベントの実施や会議体の設置等、効果的な支援策となるよう検討をするべきではないでしょうか。お考えをうかがい、この項の質問を終わります。

次に、新庁舎に寄せられている区民の声について、うかがいます。

区は令和3年にユニバーサルデザインに関するアンケートを実施し、中野区福祉団体連合会から新庁舎へ1台はストレッチャーでも利用可能なエレベーターの設置を望む声に対し、「1台設置しています」と回答しています。しかし実態はセキュリティーゾーンの中にあり、声を上げた方々が利用できる状況にありません。どうしてこのようなことになっているのでしょうか。

平成30年3月、我が会派の度重なる求めに応じて「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」が制定されました。当時幾度も条例設置を求めてきたのは、中野駅周辺再開発と新庁舎整備を見据えてのことでした。福祉団体連合会からだけでも改善を求める声はこれだけではなく、最も区の理念を体現すべき新庁舎が、区のユニバーサルデザインに照らし十分とは言えないことは残念でなりません。

②先に述べたエレベーターの活用も含め、今一度ユニバーサルデザインの観点から見直し、可能な限りの対策を早急に講じるべきと考えますが、ご見解を伺います。

次に、中野四季の森公園前道路への横断歩道設置について、伺います。

昨年度より中野四季の森公園の指定管理事業がスタートし、以前にも増し、イベント開催等の活用が行われており、新庁舎開庁は、四季の都市(まち)一帯でのにぎわいをさらに加速させています。そのような中で、芝生エリアとイベントエリアの間のF字道路は約300メートルにわたり横断場所がなく、ガードレールを超えて横断するなど危険な行為もみられ課題となっており、我が会派の木村議員より高倉都議を通じ、都に中間位置への信号と横断歩道の設置を要望してまいりました。

新庁舎開庁後、改めて利用者や区内団体からも同様の要望が上がっております。

②横断歩道と信号機の設置に関して時期や形式も含め、区はどのような情報を得ているのか、伺って、この項の質問を終わります。

最後に、その他で、

同性カップルの事実婚と同性婚について、うかがいます。

性的マイノリティの人たちに寄り添うパートナーシップ制度ですが、あくまで“その自治体のなかで二人の関係を認める”という制度であり、法的な効力はありません。

同性婚が認められていない日本の同性カップルは、「結婚」できないことで、お互いの「配偶者」になれず、遺産相続や健康保険の扶養家族など、法律婚なら当たり前で付与されるさまざまな法的保護が受けられません。

本年5月、男性同士のカップルに対して、男女間の事実婚と同様に、続柄の欄が「夫(未届)」と記載した住民票を長崎県大村市が交付したというニュースが話題となりました。同性婚が認められていない日本では異例の措置とされています。

一方、総務省は、今回のような住民票記載は、社会保障の窓口などで混乱するなど、実務上の問題が生じる恐れがあるとの見解を全国の自治体に展開しました。

②④中野区では、総務省の見解について、どのように受け止めているのか。実務上の問題が生じる懸念があるのか、ご見解をうかがいます。

②⑤同性パートナーは、異性間の法律婚や事実婚と比較して、社会保障面等で不利益が生じています。同性パートナーについて、事実婚同様の取り扱いがなされるよう方針を示すことを、国に対して求めていくべきではないでしょうか。お考えをうかがいます。

②⑥あわせて、同性婚を認める立法措置についても、国に対して求めていくべきではないでしょうか。区の見解を求めます。

以上で、私の全ての質問を終わります。